4　法第四七条第一項及び第二項において読み替えて準用する保険業法第一六五条の二四第五項に規定する政令で定める債権者の異議に関する特則に係る権利は、次に掲げる権利（同条第二項の規定による公告の時において既に生じているものに限る。）とすることとした。（第四条関係）

㈠　共済金請求権

㈡　返戻金、契約者割戻しに係る割戻金その他の給付金（共済金を除く。）を請求する権利

5　法第四八条第九項において行政庁が選任した清算人について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えを定めることとした。（第五条関係）

6　法第五四条第一項に規定する政令で定める共済募集を行うことができる者は、次に掲げるものとすることとした。（第六条関係）

㈠　銀行（銀行法第二条第一項に規定する銀行をいう。）

㈡　信用金庫

㈢　信用協同組合

7　法第五五条において所属共済団体のために共済募集を行う共済募集人等について保険業法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えを定めることとした。（第七条関係）

8　この政令は、法の施行の日（令和五年六月一日）から施行することとした。

◇中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第一七八号）（厚生労働省）

1　次に掲げる政令の適用対象に中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律（以下「法」という。）を追加することとした。

㈠　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（第一条関係）

㈡　刑事訴訟法第三〇五条の二第二項第三号の罪を定める政令（第二条関係）

2　共済団体以外の者の標識の掲示について、所要の経過措置を設けることとした。（第三条関係）

3　この政令は、法の施行の日（令和五年六月一日）から施行することとした。

法律

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和五年四月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第十四号

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律

（新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正）

第一条　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十条」を「第七十条の二」に、「第七十条の二の二」を「第七十条の二の三」に改める。

第二条第二号の次に次の一号を加える。

二の二　特定新型インフルエンザ等対策　新型インフルエンザ等対策のうち、地方公共団体がこの法律及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして政令で定めるものをいう。

第六条第五項中「第七十条の二」を「第七十条の二の二」に改める。

第十六条第三項中「第二十条第三項」を「第二十条第四項」に改める。

第十七条の見出し中「所掌事務」を「所掌事務等」に改め、同条第二号中「、第三十一条の五及び第三十三条第一項」を「及び第三項（第三十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同条に次の一項を加える。

2　政府対策本部に関する事務は、内閣感染症危機管理統括庁において処理する。

第十八条第四項中「第七十条の二」を「第七十条の二の二」に改める。

第二十条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「又は前項（第三十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　政府対策本部長は、新型インフルエンザ等のまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるにもかかわらず、第一項の総合調整に基づく所要の措置が実施されない場合であって、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員並びに都道府県知事等に対し、必要な指示をすることができる。

第二十六条の次に次の七条を加える。

（都道府県知事による代行）

第二十六条の二　市町村長は、新型インフルエンザ等のまん延により当該市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、当該市町村の属する都道府県の知事に対し、当該市町村長が実施すべき当該市町村の区域に係る特定新型インフルエンザ等対策の全部又は一部の実施を要請することができる。